

2006年8月28日

内閣府 大臣官房
独占禁止法基本問題検討室 御中

日本生活協同組合連合会
専務理事 品川 尚志

『独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理』に関する意見

標記中間整理に関し、消費者・市民の立場から下記の通り意見を申し述べます。

[意見の趣旨]

1. 十分な抑止力を備えた違反抑止制度を厳正かつ迅速に運用できるような制度的な枠組みを構築することを検討の基本的立場とすべきである。
2. 各論点に関する意見は以下のとおり。
 - (1) 課徴金制度のさらなる強化を検討すべきである。
 - (2) 法人自体や代表者に対する刑事罰は引き続き重要である。
 - (3) 審査・審判手続は現行の枠組みを堅持し、運用状況を注視すべきである。
 - (4) 再販売価格の拘束については課徴金・刑事罰の対象とすべきである。団体訴権制度の導入を含め、民事救済制度の活性化について検討すべきである。
 - (5) 官製談合を一掃するための施策を総合的に検討すべきである。

1. 基本的な考え方（『論点整理』2ページ、「1 検討の際の視点・留意点」に関連して）

昨年来、橋梁談合、防衛施設庁談合などの談合事件を中心に、大企業も関わった独占禁止法違反事件が多数明らかになっている。カルテルや談合は消費者利益の侵害や租税の浪費につながるものとして、消費者・市民にとって許しがたい犯罪であり、これらの競争阻害行為を厳正かつ迅速に取り締まることができるように、規制に関わるルールや措置体系を整備し、独占禁止法の執行力を強化することは緊急の課題である。このことはまた、日本経済のカルテル・談合体質からの脱却と、消費者利益の確保や租税の有効活用を進める意味からも重要である。こうした基本的立場は、これまでに提出した『独占禁止法研究会報告書に関する意見』（2003年11月19日提出）、『独占禁止法改正（案）の概要及び独占禁止法改正（案）の考え方に関する意見』（2004年6月11日提出）と同様である。

現在、昨年の法改正の際に附則に規定された施行2年後の見直しに向けて、その内容が独占禁止法基本問題懇談会において検討されている。上記の問題意識から、消費者・市民として、施行2年後の見直しを検討する上での基本的な立場は、改正法の施行状況も見定めつつ、十分な抑止力を備えた違反抑止制度を厳正かつ

迅速に運用できるような制度的な枠組みを構築することにおくべきと考える。

2. 各論点について

(1) 課徴金制度（『論点整理』3ページ、「2（2）課徴金制度について」に関連して）

昨年の法改正によってカルテル・談合に対する経済的な不利益処分である課徴金の算定率は大企業の製造業等で10%まで引き上げられた。しかし、公正取引委員会からは、カルテル・談合事件の推計不当利得は単純平均で16.5%にのぼるとのデータも出されており、日本の課徴金制度の水準は今なお、アメリカやEUの制裁金と比較して十分ではないと指摘する研究者も多い。

経済事犯である独占禁止法違反事件において、課徴金制度の果たす役割は重要であり、算定率の水準の見直し、算定期間の上限設定（3年）の見直しなど、課徴金制度のさらなる強化について検討すべきである。

(2) 刑事罰（『論点整理』8ページ、「2（3）刑事罰について」に関連して）

カルテルや談合は消費者や納税者の利益を侵害する反社会的行為であり、刑事罰の対象である犯罪として位置付けることが必要である。この間、事業者の違法行為に関しては、実行に関与した者の責任だけでなく、それを抑止し得なかった代表者の責任や法人自体の責任も厳しく問われるようになってきている。経済界などから出されている法人に対する刑事罰の廃止論は、こうした社会の流れに逆行するものであり、適切ではない。

なお、経済界を中心に、課徴金と刑事罰の併科について憲法の二重処罰禁止条項（第39条）との関係を問題視する意見もあるが、最高裁の判決では問題とされていないことを踏まえるべきである。

(3) 審査・審判手続（『論点整理』11ページ、「3 審査・審判の在り方（公正取引委員会における手続の在り方）」に関連して）

審査・審判手続についても、違反行為の厳正かつ迅速な取締りという観点が必要である。昨年の法改正において審査・審判手続が見直され、排除措置命令と課徴金納付命令が同時に行われるようになるとともに、審判手続が事後手続に位置付けられた。従来は、手続の完了までに時間がかかり、しかもその間の金利負担が生じなかったことにより、審判事件が急増して事件処理のさらなる長期化につながっていた。昨年の法改正はこうした状況の改善を図るものであり、消費者・市民の立場から積極的に評価できる。当面は改正法の運用状況を注視すべきであり、今回の検討における見直しは不要と考える。

なお、経済界からは公正取引委員会による審判制度を廃止すべきとの意見も出

されている。しかし、独占禁止法違反事件の審査には経済実態や競争・市場についての専門的な知見と判断が必要であり、専門機関としての公正取引委員会の審判を経てなお不服ある場合に裁判により争うという現行の枠組みを堅持すべきと考える。

(4) 不公正な取引方法（『論点整理』 16 ページ、「4 不公正な取引方法に対する措置の在り方」に関連して）

不公正な取引方法については、課徴金や刑事罰の対象外であることから抑止制度の不十分さが指摘されているが、不公正な取引方法の行為類型が多岐にわたることもあって、一律に論じることは難しい。しかし、少なくとも再販売価格の拘束については、価格自体の拘束によって消費者利益を直接侵害するものであり、課徴金や刑事罰の対象とする方向で検討すべきである。

また、不公正な取引方法については民事救済制度の活用も考えられる。しかし、現状では私的差止制度や損害賠償請求制度があまり機能しておらず、団体訴権制度の導入も含めた活性化策を積極的に検討すべきである。

(5) 入札談合問題（『論点整理』 17 ページ、「5（1）公共調達における入札談合問題について」に関連して）

租税の浪費につながる入札談合の取締りは重要な課題であり、課徴金制度の強化など独占禁止法のあり方の検討やさらなる法執行の充実を図る必要がある。

その一方、昨年から今年にかけて、橋梁談合、防衛施設庁談合、水門工事談合など、いわゆる官製談合が相次いで発覚した。こうした中で、今年の通常国会には入札談合等関与行為防止法の改正案が与党と民主党の両方から提出され、審議未了で継続審議となっている。

官製談合は消費者・市民にとって許しがたい犯罪的行為である。独占禁止法の枠内にとどまらず、官製談合を一掃するために必要な施策について、必要に応じて検討の場を設定しつつ、総合的なとりまとめを図るべきである。

以 上